

(備付帳簿書類)

第41条 支部事務所には、組合定款及び諸規程、支部運営規程、議事録、支部組合員名簿、金銭出納帳、仕訳帳を備付けておかなければならない。

(支部運営費)

第42条 この支部は、支部組合員に対し運営費を賦課する。

2 この支部の経費は、次に掲げるものをもって支弁する。

- ① 支部加入手数料
- ② 支部運営費
- ③ 従業員数負担金
- ④ 諸手数料
- ⑤ 雑収入
- ⑥ 寄付金

3 前各号の徴収額は、支部協議会で定め、如何なる理由があっても返還しない。

4 支部運営費は、毎月10日に口座引落(県事務局代行)により納めるものとする。

5 疾病その他の事情により、休業届が提出された場合は、組合の賦課金引落しが組合運営規程第13条に基づき処理されると同時に、支部運営費は半額に減額するものとする。

6 支部運営費免除中の支部組合員が営業を再開したときは、その翌月から休業前の支部運営費を徴収するものとする。

7 第1項の運営費の賦課額及び徴収の方法その他必要な事項は、支部協議会において決定する。

(事業)

第43条 この支部は、組合が行う事業及び支部役員会の議事により、事業を行うことができる。

但し、必要に応じて専門部を置くことができる。

(共済事業)

第44条 この支部は、支部運営規程第19条に基づき共済事業を行う。

2 共済事業の運営に関する事項は、支部協議会の議決により規程において定める。

(旅費)

第45条 支部役員及び支部組合員が、支部長が認めた会議又は用務のため活動する場合は、交通費、日当、通信費を含めた額を、旅費として支給する。

その額は、次の通りとする。

- | | | |
|------|----|--------|
| ①支部内 | 半日 | 1,000円 |
| | 1日 | 2,000円 |
| ②支部外 | 半日 | 1,000円 |
| | 1日 | 2,000円 |

2 前項の会議又は用務で、県組合より旅費の支給がある場合は、支給しない。

(会議費及び茶菓子代)

第46条 新規会員獲得を目的とした会議のため、組合員店舗を使用した場合、会場費及び茶菓子代を支給するものとする。

(解散)

第47条 この支部は、組合が解散したときは解散する。解散した場合は、支部役員会はその使命を以って精算入を選出する。精算入は、清算終了後遅滞なく支部協議会の招集を行い、清算結果を報告しなければならない。